



2025 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 根 岸 一 行
(コード番号：6178 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 I R 室
(TEL. 03-3477-0206)

点呼業務不備事案に関する行政処分の執行について

日本郵便株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 小池 信也)は、昨年度実施した点呼業務執行状況の社内調査(調査期間：2025 年 1 月下旬から 3 月上旬)の結果、多数の点呼業務不備事案が発覚したため、2025 年 4 月 23 日に総務省及び国土交通省へその結果を報告しました。

その後、社内調査結果を踏まえ、国土交通省による特別監査が 4 月 25 日から開始され、6 月 25 日に一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分を受けました。

その後も引き続き、軽四輪車を保有する郵便局に対する特別監査が継続しているところですが、10 月 1 日に、111 局に対して運輸支局から軽四輪車の行政処分の執行が通知されました。

このような事態を招いたことを深く反省し、お客さまをはじめ関係者の皆さまにご不安とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

点呼業務不備事案による行政処分の執行を受けて、一部報道や SNS 上において、「郵便物が配送できない」、「日本郵便がゆうパック廃止を検討している」などの情報がございますが、そのようなことは一切ございません。

行政処分が執行される郵便局では保有する一部の軽四車両が処分期間中使用できなくなりますが、適切な手段を講じ、引き続き、ご利用いただいているお客さまにご迷惑をおかけすることがないよう、郵便物および荷物(ゆうパックなど)のサービスを確実に提供してまいります。

点呼業務不備事案に対しては、既に再発防止策を講じ、現在は適切に運用しているところですが、今回の行政処分等を厳粛に受け止め、あらためて、確実な点呼の実施をはじめ、運行の安全およびお客さま・運転者の安全を確保する体制構築を徹底し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なお、今後点呼業務不備事案による軽四輪車に対する行政処分の通知を受けた際は、一定期間ごとに、日本郵便の各支社単位でホームページ上で公表させていただきます。

公表先は以下の通りです。

URL：<https://www.post.japanpost.jp/about/roll-call.html>

本件にかかる業績への影響は引き続き精査中です。業績に与える影響につきまして、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上